

平成28年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 鎌倉地域－南地区 ＞

日 時	平成28年7月27日（水） 午後2時～4時
場 所	鎌倉消防署 3階 会議室
出 席 者	自治・町内会代表 19団体：25名 鎌倉市 5名
内 容	
第 1 部	市長からの報告..... P. 1 ①「生活保護費にかかる事件」 ②「稲村ガ崎における下水流出」 ③「本庁舎の整備について」 ④「支所業務のあり方検討」 ⑤「(仮称) 鎌倉市市民活動推進条例」
第 2 部	地域の懸案事項に関する報告 P. 13 ① 水道路から上河原間の通園・通学路について ② 名越クリーンセンターの跡地の利用計画について ③ 津波対策の見直しについて ④ 釈迦堂口遺跡の管理改善について 避難行動要支援者対応について..... P. 19
第 3 部	本年度の地域の議題に関する懇談 P. 23 ① 災害時避難要支援者への協力について ② 滑川の洪水危険について ③ 公会堂等設置に伴う鎌倉市公会堂等建築改良費補助金 交付取扱要綱の見直しについて ④ 逆川の草取りについて ⑤ 名越やすらぎセンターへ上る道の整備について
付 録	当日配布資料 P. 39

出席者名簿（敬称略）

【自治会・町内会等】

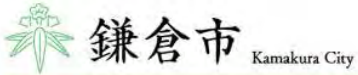
	団 体 名	氏 名	備 考
1	大町米町自治会	秋本 民雄	会長
2	大町八雲自治会	矢澤 照孝	会長
3	名越自治会	鈴木 孝	会長
4	大町三丁目自治会	大館 和夫	会長
5	大町四丁目自治会	中村 敏夫	会長
6	大町五丁目自治会	牧田 正一路	会長
7	大町六・七丁目自治会	山崎 讓	会長
8	辻町自治会	吉田 可重 渡辺 寿	会長
9	松葉町内会	高野 博	会長
10	乱橋自治会	小野 健次郎 金子 雄次郎	会長
11	東水会自治会	栗山 啓司 牧山 陽一	会長
12	上河原自治会	足立 良作 小野里 光	会長
13	若松町自治会	浦海 信義	会長
14	材木座中央自治会	西澤 俊明	会長
15	材木座宮仲自治会	高山 一朗	会長
16	材木座紅ヶ谷自治会	山川 寿一	会長
17	芝原自治会	渡辺 英昭 池田 政寛	会長（司会）
18	仲島町自治会	鈴木 幸夫 鈴木 康祝	会長
19	神明町自治会	三輪 祐弘	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	経営企画部長	比留間 彰	
3	防災安全部長	柿崎 雅之	
4	市民活動部長	小池 忠紀	
5	都市整備部長	伊藤 昌裕	

第1部 市長からの説明

【全地域共通】



平成28年度ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告



- 生活保護費にかかる事件
- 稲村ガ崎における下水流出
- 本庁舎の整備について
- 支所のあり方検討
- (仮称) 鎌倉市市民活動推進条例

生活保護費にかかる事件

◆経過

昨年8月20日 生活福祉課で保管していた生活保護費の一部がなくなっていることが発覚
(厚生労働省による実地指導監査の準備時)



内部調査・鎌倉警察署との協議等

9月16日 「窃盗」による被害届を提出
12月25日 警察の捜査により、新たに判明した分の被害届を追加提出

◆被害額

平成22年7月分～27年3月分（43月分）

2,652,397円

(支給資格を失った人たちの分で、本来、市の会計に戻されるべきお金)

まず、生活福祉課における生活保護費にかかる事件について、ご報告させていただきます。

経過ですが、昨年9月に実施された厚生労働省による生活保護の実地指導監査のため、8月20日に福祉総務課職員が生活保護費を確認したところ、その一部が無くなっていることが発覚しました。

内部調査と鎌倉警察署との協議を経て、市は、平成27年9月16日に「窃盗」による被害届を提出し、その後、警察の捜査により判明した被害額の被害届を12月25日に追加提出しました。事件の公表については、捜査に支障が出るといった警察からの指導もあり、一定期間控えておりました。

次に、被害額ですが、平成22年7月分～平成27年3月分までの間の43月分、総額265万2,397円でした。この保護費は、海外転居や就職などのため既に支給資格を失った方に対して支給されたものであり、本来であれば市の会計に戻されるべきものでした。

◆原因

- **職員の怠慢な事務処理**
生活保護を打ち切るべきにもかかわらずその事務処理が大幅に遅延（保護費の保管につながる）
- **不適切な事務処理**
ずさんな公金保管方法

◆改善策

- 「生活保護費現金支給取扱マニュアル」を作成
- 保護費の銀行振込を推進
- 支所での保護費支給を廃止
- 取りに来られない場合は、現金書留により送金

◆職員の処分等

- 職員の告発、処分
- 被害金額の職員への求償

事件発生の要因ですが、生活福祉課の怠慢な事務処理がありました。受給資格を失い、本来生活保護を打ち切るべきにもかかわらず、その事務処理が大幅に遅延していたため、結果として保護費を保管することに繋がっていました。

また、安全で危険のない方法で保管されるべき現金を、担当課のキャビネットに保管するという安易な方法により保管していました。

事件発覚後の改善策についてですが、「生活保護費現金支給取扱マニュアル」を作成し、事務処理方法を改めました。

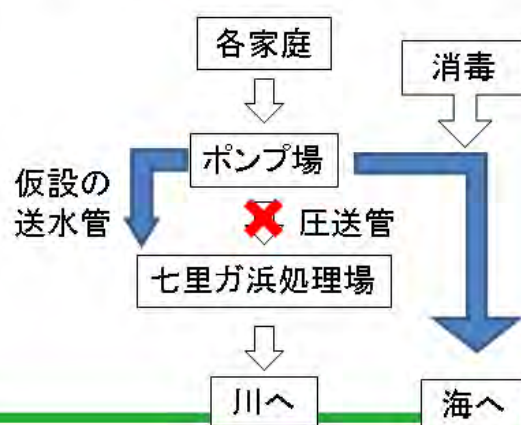
また、従来から進めていた生活保護費の銀行振込を推進し、支所での支給を廃止しました。その他、支給日に取りに来られない場合には、時間を空けず「現金書留」により送金することとしました。

職員の処分等ですが、現在、調査を進めているところであり、職員の非違行為やずさんな事務処理に対する処分を行う予定です。また被害にあった金額についても、地方自治法及び民法に基づき、関係職員への求償を行っていく予定です。

稲村ガ崎における下水流出

◆経過

- 4月14日 稲村ガ崎の崖の一部が崩落
- 4月22日
 - ・ 歩道に埋設していた下水の圧送管が破損し、七里ガ浜処理場への送水ができなくなる
 - ・ 下水を消毒処理したうえで海に放流



続きまして、稲村ガ崎における下水流出について、ご報告いたします。

4月14日に稲村ガ崎で国道134号の歩道の陥没及び隣接する斜面の崩落が発生しました。

市では、陥没した歩道に公共下水道の汚水圧送管が埋設されていたことから、県と連携して、対応を進めていましたが、4月22日の午後3時頃にこの圧送管の継ぎ目部分から漏水していることが確認されました。この圧送管は、鎌倉地域の下水を七里ガ浜処理場に送る重要なものです。

ただちに、応急措置により対応を図りましたが、管の下側の地盤が崩落しているため、短時間での修復は不可能と判断し、緊急措置として、西部ポンプ場から七里ガ浜処理場への圧送を停止しました。これに伴い、やむを得ず、消毒剤を投入した上で、ポンプ場の東側の海岸護岸から、海へ放流せざるを得ない状況となりました。

4月26日～ 仮設送水管設置・増設
工事

5月27日 仮設送水管の設置が完了
し、海への放流が完全に
止まる



◆本復旧について

現在、既設圧送管の状態とその周辺の地盤の状態について調査を実施しています。

今後、これらの調査結果を踏まえ、工法を選定し、早期復旧に取り組んでいきます。

応急的対応としましては、4月26日から仮設送水管の設置工事を開始しました。4月29日までに、2本の仮設送水管を敷設し、海への放流量を半減することができました。

さらに、仮設送水管の増設工事を進め、5月27日には計4本の仮設送水管で七里ガ浜処理場へ送水することにより、海への放流を完全に止めることができました。

本復旧については、現在、既設圧送管の状態と、その周辺の地盤の状態を調査しているところです。調査結果を踏まえ、工法を選定し、早期復旧に取り組んでいきます。

◆海水浴場開設のための水質検査

5月16日・18日に県鎌倉保健福祉事務所、6月1日・2日に市が追加実施⇒ いずれも昨年と同様の「可」

◆下水放流による海への影響調査

- 国立大学法人東京海洋大学による検証

- 水質

現時点では良好な水質環境が保たれている

- 残留塩素

現時点では影響はない

- 海産物

海産物への影響はない

現時点で特に悪影響を及ぼし、対応が必要な状況にはない
(安全宣言)

念のため、海水浴場開設期間中はモニタリングを継続

節水へのご協力、ありがとうございました。

次に、海水への影響ですが、5月16日と18日に県鎌倉保健福祉事務所が海水浴場開設のための水質検査を実施し、また、6月1日と2日に市が追加で実施したところ、いずれも昨年と同様の「可」との結果が得られ、例年どおり7月1日に海開きを行い、海水浴場を開設しました。

また、下水の放流が海の環境に与える影響を確認するため、国立大学法人東京海洋大学の学識者4名の助言のもと、水質・残留塩素・海産物への影響・海底堆積物を調査しましたが、いずれの調査結果も良好で、「現時点で下水放流が海域に影響を及ぼしている状況ではない」との総合所見を得ることができました。このことから、6月29日に市として、安全を宣言しました。

なお、念のため、安心して海水浴を楽しんでいただけるよう、海水浴場開設期間はふん便性大腸菌群数のモニタリングを継続して行います。

ご心配をおかけして、申し訳ありませんでした。また、皆様には、節水にご協力いただきまして、ありがとうございました。

本庁舎の整備について

◆ 経過・背景

年代	経過・背景
昭和37	火災により旧本庁舎消失
昭和44	本庁舎、車庫等竣工 …築47年 (これ以前は、御成中学校が所在)
昭和55~	分庁舎の整備を繰り返す
~平成17	耐震改修工事 (Is値 : 0.6 (最低限の値) まで)
平成26	分庁舎廃止に伴い鎌倉水道営業所庁舎等へ一部移転
平成27	策定した公共施設再編計画にて、支所業務についても見直しを行い、本庁舎等へ集約することを検討するとともに、現庁舎の防災的な課題に取り組みながら「 現在地建替え 」、「 現在地長寿命化 」、「 その他の用地への移転 」等の方策について検討し、 平成28年度までに整備方針を決定する とした。
平成28	整備方針市民対話、整備方針策定委員会の実施



続いて、鎌倉市役所の本庁舎の整備についてです。現在の本庁舎は昭和44年に建設されたもので、現在築47年が経っています。

平成7年の阪神・淡路大震災を受け、本市の本庁舎も平成17年までに耐震改修を行いました。東日本大震災発生に伴う津波浸水想定範囲の見直しなど、本庁舎をはじめとする公共施設の耐震性能を見直す必要性が生じました。

そのような中、本市では平成27年に策定した公共施設再編計画にて、現庁舎の防災的な課題に取り組みながら「現在地建替え」、「現在地長寿命化」、「その他の用地への移転」等の方策について検討し、平成28年度までに整備方針を決定することとしました。

◆ 既存本庁舎の課題・条件

備えるべき防災性能の脆弱性のほか、物理的・社会的劣化などの課題が山積

防災・構造面の課題

- ・津波に対する脆弱性
- ・耐震性の課題

老朽化の課題

- ・建物の耐久性
- ・建物の老朽化

市庁舎機能としての課題

- ・市民サービス機能が不十分
- ・ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応が不十分
- ・不十分なセキュリティー
- ・庁舎の狭あい、分散による業務の非効率
- ・情報化への対応の限界

課題以外の主な条件

- ・現在の敷地の諸制限
⇒風致地区：高さ10m、建ぺい率40%
⇒景観地区隣接：高さ15m
⇒現行規制等では、所要面積確保が困難
- ・埋蔵文化財包蔵地
⇒掘削が困難
- ・更なる耐震化が困難
⇒単純計算で追加耐震ブレース64箇所 など
- ・鎌倉地域の公共施設再編
⇒生涯学習センター、福祉センター、中央図書館のあり方

現在の本庁舎の抱える課題ですが、市の防災中枢機能を果たす施設としての耐震性や、築47年となっている老朽化の課題のほか、分散化やバリアフリー対応などの面など市庁舎機能としての課題があげられます。そして、他にも現在立地する敷地の法令等の諸制限も考慮する必要があります。

例えば、現在の敷地は風致地区なので高さ10m、建ぺい率40%の制限があります。また、地下には貴重な文化財が眠っている可能性が高く、地下の掘削や堅固な構造物の建築にはかなりの制約があると言えます。

今年度は市民の皆様のご意見を聴きながら、関係団体や外部の学識経験者等に、3つの手法のどれが整備方針としてふさわしいか審議していく予定です。

◆ 本庁舎の整備に関する3つ手法の比較概要

■ 現在地での建替え・長寿命化、移転の比較概要

	本庁舎の整備手法 ()内は理由等		
	現在地建替え	現在地長寿命化	移転
防災対応機能	△ (津波)	× (津波・既存地下)	○ (移転先による)
建物の経済性	△ (集約化困難) *	△ (集約化困難) *	
環境対応	△ (機器設置等困難) *	△ (既存困難) *	
使いやすい・安心できる市民サービス機能	△ (集約化困難) *	△ (集約化困難) *	
市民交流機能	○	○	
ユニバーサルデザイン	○	△	
効率的な行政機能	× (集約化困難) *	× (集約化困難) *	

様々な課題や条件

今後の鎌倉市に必要な本庁舎のあり方(整備方針)を考える

メリット・デメリット

平成28年度中に方向性を決定

* 現行の法令等の規制による場合

8

こういった課題や条件、所要面積などの基礎的な条件を整理し、現在地建替え・長寿命化、移転について比較したところ、現在地建替え及び現在地長寿命化では所要面積の確保が難しく、特に公共施設再編計画にある鎌倉地域の公共施設再編を解決するには至らないことがわかりました。

また、移転をすると用地の確保など当然ながら、いくつかの課題も生じてきます。このため今後、さまざまな課題や条件、それぞれのメリット・デメリットなどを整理し、今年度中に整備方針を決定して参ります。

支所業務のあり方検討



◆コンビニ交付の実施

平成28年1月 マイナンバーカード（個人番号カード）の
交付開始

マイナンバーカードを利用した様々な市民サービスの検討

平成29年10月 コンビニエンスストアでの証明書の交付開始
(予定) (住民票の写し、印鑑証明書)



- ・ マイナンバーカードがあれば、全国どこでも証明書を受け取ることができる。
- ・ コンビニで交付する証明書は順次拡大予定

◆窓口機能の集約

- ・ 支所窓口業務の本庁舎への集約
- ・ 地域活動支援、学習センター・図書館機能の維持

この本庁舎の再整備とともに、支所業務のあり方の検討を現在行っています。

今年1月からマイナンバーカードの交付が開始され、今後マイナンバーカードを利用した様々な市民サービスを検討して参ります。

その1つとして来年10月には、コンビニエンスストアで、住民票の写しと印鑑証明書を交付できるよう、現在準備を進めています。マイナンバーカードがあれば、市役所の開庁時間にとらわれることなく、全国どこでもコンビニエンスストアで証明書を受け取ることが出来るようになります。また、戸籍の証明書や税の証明書などコンビニエンスストアで交付できる証明書も順次拡大していく予定です。

これにあわせ、支所の窓口業務の見直しを行い、本庁舎等へ集約することを検討していくこととしています。しかしながら、自治町内会など地域活動の支援や学習センター・図書館の機能は、地域に残し、引き続き皆様とともに地域活動を充実させていきたいと考えています。

これにつきましても、市民の皆さんの生活に密接に関わることでありますので、さまざまなご意見を頂戴しながら、今後進めて参りたいと考えています。

(仮称)鎌倉市市民活動推進条例

- 期待される効果
 - 公益的な市民活動に対する理解を深め、これからのまちづくりにおける市民活動の重要性を共有する
 - 様々な主体、行政が互いにその長所を認め合い、適切な関係、相互のつながりを持っていくことを理解する
- 条例制定のスケジュール

検討に当たっては、検討会・ワークショップの実施など、広く市民の皆様の意見を聞き、これからの市民活動の方向性を皆で共有できるよう努めていきます。



今年度は、市民活動及び地域活動をより活性化させていくために、条例の制定も予定しています。

鎌倉市は、市民活動が活発なまちであり、様々な市民活動が展開され、歴史を積み上げてきました。日本初のナショナルトラスト、日本初の公設民営の市民活動センター等、自主的で自由な市民の方々の熱い思いに支えられ、歩んできました。その積み上げてきた歴史と想いを未来につなげ、新たな時代にあった共創関係を築いていくため、条例「(仮称)鎌倉市市民活動推進条例」を作ろうとしています。

人口減少、少子高齢化など、行政を取り巻く環境の大きな変化、市民ニーズの多様化に行政のみの対応には限界があります。市民・NPO・企業との協働により新たな価値を築いていきたいと考えています。今後は条例の素案を作り、パブリックコメントを経て、来年2月議会での条例の制定を目指して取り組んでいるところです。

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

<東水会自治会・栗山会長>

稲村ガ崎の復旧工事は、現在のところいつごろまでに完了予定でしょうか。それまでは、海岸通側の通行はできないという状況ですね。

<松尾市長>

現在のところ、本復旧についての見通しは立っておりません。方法が決まり次第、スケジュールをお示しできますが、それまでは山側の道しか通れません。

<神明町自治会・三輪会長>

鎌倉市市民活動推進条例のイメージが湧かないのですが、具体的にはどういう条例を作ろうとされているのかご説明いただけますか。

<松尾市長>

1つは、地域の皆さんが自分の街のことを主体的に取り組んでいくことを、より進めていこうということです。市民の皆さんやNPOと協働したときに、協働したことに対して費用を出すという取り組みが市に既にございます。街の中の課題がさまざまありますが、それを行政だけでは解決できないことを、市民や地域の方々と協働していくことに対して予算をつけていくという取り組みを、さらに進めていきたいと思っています。

さらに進めば、市がやっている仕事で地域の方々が担い手となっていただけのものであれば、そういう方々に予算を含めてお願いしていきたいとも考えています。具体的には市役所はより小さな市役所を目指し、その分地域の課題、市民の皆さんがより活動しやすい環境づくりのために予算をつけていくというようなイメージで検討をしているところです。

<神明町自治会・三輪会長>

期待されているところはどこでしょうか。

<松尾市長>

市がやっていることのうち、これなら自治・町内会でできるというご提案などもいただけたら、そういう事を前向きに取り組んでいきたいと思っています。

<神明町自治会・三輪会長>

自治会の方からこういうことをやりたいと要請した場合に、場合によって市の判断で予算も付けて一緒にやりましょうということですか。

<松尾市長>

そうです。

第2部 地域の懸案事項に関する報告 【鎌倉地域-南地区】

平成28年度 ふれあい地域懇談会

第2部 過去の課題の経過報告



鎌倉地域-南地区

- 水道路から上河原間の通園・通学路について
- 名越クリーンセンターの跡地の利用計画について
- 津波対策の見直しについて
- 釈迦堂口遺跡の管理改善について

水道路から上河原間の通園・通学路 について

【都市整備部 道路課】

水道路における道路ハンプの設置につきましては、市から極楽寺馬場ヶ谷地区で試験施工を行っている段差が10cm程度のハンプを提案しましたが、町内会からは段差が100cm程度のハンプを再要望されたため、鎌倉警察と再度協議を行いました。設置は困難であるとの結果でした。また、市からの提案も示すよう要望があったことから、代案として道路の両側にラバーポールを設置し、道路を部分的に狭くする狭さくの設置について協議を行いました。車道の幅を減少させることについても、協議が整いませんでした。

しかし、歩行者の安全を確保するため、片側の路側線を補修（描き直し）し、その路側線上にラバーポールを設置することで、警察・町内会の理解が得られたため、6月7日に6ヶ所のポールを設置いたしました。



名越クリーンセンターの跡地の 利用計画について

【環境部 環境施設課】

平成27年度に、「新ごみ焼却施設基本計画」を策定しました。今後は、新ごみ焼却施設の動向を見極めながら、名越クリーンセンターを含む市内のごみ処理施設のあり方について、鎌倉市環境生活整備審議会に検討を進めていただく予定です。

名越クリーンセンターの焼却停止後の利活用に関しては、引き続き行っていく審議の中で、市としての方向性を示していきたいと考えております。現時点では、公園とする予定はなく、地元のご理解を得て、焼却以外の何らかのごみ処理施設として利活用させていただきたいと考えてます。

津波対策の見直しについて

【防災安全部 総合防災課】

一の鳥居近くのNTTビルは、津波避難ビルの指定について、現在もNTTと協議を継続しているところです。

指定に際し、いくつかの課題がありましたが、解決を図ってきた結果、現在、施設の安全対策の実施について最終調整を図っており、指定の実現に向けて検討・調整を進めております。条件が整った段階で、指定についての協定等の手続きに入れるものと考えております。

釈迦堂口遺跡の管理改善について

【文化財部 文化財課】

大町釈迦堂口遺跡については、今年度、トンネル上部に存在するやぐらや斜面の崩落の危険性等について、調査を実施し、その成果に基づき、今後、史跡の保護と道路の通行に向けた具体的な検討を行っていく予定です。

史跡地全体の管理については、引き続き、史跡としての本質的な価値を損なわないよう、7月8日から広場部分において下草刈りを実施しました。今後の日常の維持管理については、近隣住民の皆様と相談し、協力も得ながら取り組みたいと考えています。



＜大町八雲自治会・矢澤会長＞

釈迦堂が公園になる予定があると聞いています。毎年草刈で追われているような状態なので、もう少し早くこの工事を進めたほうが良いのではないかと思います。公園の予定があるといってもいつになるのか、先がわからないのでは何のために市が買ったのかと思いますので、どのような予定か教えてください。

＜松尾市長＞

大町釈迦堂口遺跡につきましては、今年度釈迦堂の切通しの調査をしていて、今後通行できるようにするにはどう保全していくかという取り組みを進めているところです。公園整備については、市内さまざまなところに遺跡があって一度にできないという状況です。

今、永福寺の整備がようやく終わるので、その次に釈迦堂切通しの整備を優先に位置づけているところです。この整備は、釈迦堂切通しの保全整備と合わせてどこまでできるかを検討していくこととなりますので、まだ来年再来年というスケジュールではありません。維持管理は、草刈を頻繁にしていくこととなりますが、市で年に5・6回もできる余裕がないですか、一端きれいになったところから、あまり生えないようにこまめに近隣の方々と連携しながらできればと考えています。

＜芝原自治会・渡辺会長＞

津波避難ビルの関係ですが、N T Tビルはできるだけ早く指定していただきたいです。

もう一点は、通学路にある津波避難指定ビルの適切な管理をお願いしたいと思います。指定されるマンションの管理組合と話したことがないというところもあるので、保護者の方がこの地図を見て安心することができるように適切な管理をお願いします。

＜大町六・七丁目自治会・山崎会長＞

釈迦堂口遺跡ですが、道路の通行というのは先ほどの切通しなのか、それとも別に道を設けようとしているのでしょうか。近隣住民の協力を皆さんと相談しながら取り組みたいというのは、具体的に何の協力を得たいのでしょうか。

＜松尾市長＞

道路の通行の件は切通しの部分です。協力を得ながらというのは、地域の方々と一緒になって守っていくということが非常に大切なことと考えていますので、近隣の皆さんに草刈の協力をいただけないかということです。

＜乱橋自治会・小野会長＞

水道路から上河原間の通園通学路について、片側だけにラバーポールをつけていただきまして、大分改善されたと思いますが、もう一方にもラインを引いて欲しいということについては全く前向きでないです。交通調査をしないと歩道のラインを一本引くこともできないという話で、もっと周辺に住んでいる人や園児のことを考えてやっていただけないかなと思っています。もう一方の側もきちんとラインを入れてポールも立てることを目指したいと思っています。

警察庁から「ゾーン 30」を積極的に進めて住んでいる人たちの交通安全を守ることをやりなさいと言っておきながら、こういう問題を提起するとあまり前向きに取り組んでくれません。とりあえず 1 年目は片側のポールが出来ましたが引き続きやりたいと思いますのでよろしくお願いします。

《後日対応 都市整備部道路課》

ポールを設置する前に鎌倉警察と協議を行っています。その中で南側にポールを設置する場合は現況の道路幅員が狭まるため道路の形態変更となり、神奈川県警と協議が必要との回答を得ています。

神奈川県警との協議には、時間を要することから第一段階として平成 28 年度に北側にポールの設置を行いました。南側へのポールの設置については、改めて検討いたします。

＜東水会自治会・栗山会長＞

上河原から来る車が水道路の交差点を青のうちに通ろうとしてスピードを出して通ります。また、目の前で黄色になってしまうと、歩道の白線の中に入って停まります。狭いので対向車がぶつかる懸念しているようですが、歩行者が歩けなくなります。あそこは白線に停まれば対向車は通れます。歩道の白線のところにラバーポールを設置したら、安全になると思います。本当はハンプがいいのですが難しいということですので、ラバーポールをいくつかつけていただきたいと思います。

＜松尾市長＞

そういう事も含めて警察と協議に入りたいと思います。

《後日対応 都市整備部道路課》

停止線の歩道側には駐車場があります。停止線の歩道側にラバーポールを設置した場合、駐車場からの出入りに支障をきたすため、ラバーポールは設置できませんので、ご理解ください。

＜大町五丁目自治会・牧田会長＞

名越クリーンセンター跡地の活用について、公園にする計画はないと一刀両断ですが、必ずしも二者択一でもなくて公園のごみ処理施設というのもあり得るので、ごみ処理施設が公園の中にあるとか、第三の道も検討していただけることを希望します。

＜松尾市長＞

ごみ処理施設をどれくらいの大きさでどう設置するかということもありますので、公園などのご要望も検討の中に含めていきたいと思います。

避難行動要支援者対応について

避難行動要支援者対応に ついて

	避難行動要支援者対応	一人暮らし高齢者の実態調査
目的	平常時から、要支援者情報を地域で共有することにより、災害時における安否確認や避難支援、避難所での生活支援を円滑に行う	平常時の生活のサポート(見守り等)
対象	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の一人暮らし 高齢者のみの世帯の75歳以上 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害保健福祉手帳1級 要介護度3～5の認定 これまでの災害時要援護者登録名簿に登載されていた <p style="text-align: center;">約22,000人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の一人暮らし(すでに一人暮らし高齢者登録をしている人を除く) <p style="text-align: center;">約10,000人</p>
登録すると	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から情報の共有 災害時の安否確認、避難支援 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員による訪問(見守り) 地区社会福祉協議会から行事の案内 消防職員による防火の相談・指導 など
今後	名簿提供は8月下旬～順次	調査は平成28年7月～11月

総合防災課が行っている「避難行動要支援者対応」と高齢者いきいき課が行っている「一人暮らし高齢者の実態調査」について、ご説明いたします。

避難行動要支援者対応についてです。東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図ることを目的に改正された災害対策基本法に基づき、昨年10月、市内の75歳以上の一人暮らしなど対象となる方に意向確認を実施しました。この意向確認で個人情報の開示に同意した方の名簿を8月下旬から、各自治・町内会に提供していく予定です。

一人暮らし高齢者の実態調査は、東日本大震災以前から鎌倉市独自の取り組みとして行っていたもので、65歳以上の一人暮らしの方で、登録していただいた方を対象に、見守りや行事の案内など、普段の生活のサポートを行うものです。登録していただくと、民生委員による訪問や、地区社会福祉会の行事の案内などをサービスとして受けられます。現在行っている、民生委員による実態調査は、この制度の周知、登録の推奨を行うものです。

対象が一部重なっていることもあり、混同してしまうかもしれませんが、「避難行動要支援者対応」は災害時に安否確認などが円滑に行えるよう平常時から情報を共有することが目的で、「一人暮らし高齢者の実態調査」は主に平常時の生活支援をすることが目的となっています。

別々に調査するのではなく、1つの名簿を相互利用できないのかと思われるかもしれませんが、災害対策基本法で他への流用が禁じられているものです。

「避難行動要支援者」への 自治・町内会の取り組み（例）

- ◆ 対象者の確認（連絡・面談）
- ◆ 支援体制の検討
 - 平常時：訪問、見守り、声かけ等
 - 災害時：情報伝達、被害状況の確認、救護
- ◆ 要支援者が参加する防災訓練、避難訓練

ご自身・ご家族の安全
が確保されたら、支援を
お願いします。
支援は義務では
ありません。

「意向確認に同意した」
としても、支援が必ず
来るとは限りません。
ご自身やご家族による
「自助」が第一です。

続いて、避難行動要支援者に対して、自治・町内会にお願いしたい取り組みです。

対象者の確認とは、面談等を行うことで、まずはお互いを知っていただきたいというものです。そこで、どのような人がいるのかを確認して、支援体制の検討につなげていただければと思います。

そして、要支援者の方が参加する防災訓練を行っていただけると、いざというときに、避難や避難所での生活支援等が少しでも円滑に進めることができるのではないかと考えています。「自分の住む地域で、どのような人が支援を必要としているのか」を知っていただくことが、第1歩になると思います。

このように、どこにどんな人がいるかを知っていたことで多くの命が救われたという実績があります。しかし、災害時はまずご自分の身の安全を確保することが第一で、自助による行動が大切であることは言うまでもありません。要支援者側にも、「個人情報の開示に同意したことにより支援が必ず来るとは限らないので、まずはご自身やご家族による自助をお願いします」ということを、市からも丁寧に説明を重ねていきたいと思っています。

第2部 「避難行動要支援者対応について」に対する意見・質疑

(御意見・御質問はありませんでした)

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

鎌倉南－H28－1	災害時避難用支援者への協力について
鎌倉南－H28－2	滑川の洪水危険について
鎌倉南－H28－3	公会堂等設置に伴う鎌倉市公会堂等建築改良費補助金交付取扱要綱の見直しについて
鎌倉南－H28－4	逆川の草取りについて
鎌倉南－H28－5	名越やすらぎセンターへ上る道の整備について

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉南－H28－1
テ マ	災害時要支援者への協力について
内容詳細	<p>避難行動要支援者への協力について、いかなるタイミングで支援に駆けつけたらよいのか。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿が作成され、自治・町内会でその対応が必要になるといわれているが、自治・町内会で個人情報を保護できるのか、要支援者にはどこまで情報が伝わっているのか。</p> <p>避難行動要支援者名簿を作成した後の市の実行計画について説明して欲しい。</p>
担当部課	防災安全部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>災害時要支援者への支援については、現在法律に基づく名簿の地域への提供のため、自治会や町内会との協定に向けた最終調整に入っています。これに先立ち、昨年度から地域の方々に対して、制度の説明と周知を図ってまいりました。</p> <p>この制度は、避難行動に支援が必要なかたの情報をあらかじめ地域が共有することにより、平時からの見守りと、いざというときに一人でも多くの方が避難することかできる様、整備されたものです。</p> <p>しかしながら、避難の原則は、まずご自分が避難することであり、支援する側に責任や義務を課すものではなく、そのことについては、これまでも説明の中や広報などによって丁寧に周知を図ってきたところです。</p> <p>今後個人情報の取り扱いや名簿の更新などについての取り決めを、自治会ごとに協定の形で取り交わしていきますが、制度の運用がスムーズにいくように、丁寧な説明と緊密な連携を心がけてまいります。</p>	
添付資料	

＜神明町自治会・三輪会長＞

要支援者に対する援助の仕方ですが、まず自助が大事だとはっきりしていただきたいです。前から話が出ると自助が大事というのは、災害の場合は自助が第一、それから家族を助ける、余裕が出て初めて援助に向かえる状態であれば援助に行くのが大切だと思います。

要支援と書いたから何か災害が起これば必ず駆けつけてくれると思っているのか、それともしばらくたってから落ち着いてから助けに来ると思っているのかが心配です。

＜防災安全部・柿崎部長＞

要支援者の意向確認書を出したときに、太字で「この要支援の意向確認に同意したからといって必ず助けに来てくれるということはお約束は出来ません」と明確に書きました。誤解している方もいるかもしれませんが、必ず助けに来てくれるとは思わないでくださいと説明していますので、理解はされていると思います。

これから名簿を出して、自治・町内会とどういった仕組みづくりができるかをじっくりご相談させていただきたいと考えています。その中で要支援者の方々にも必ず助けに来てくれるものではないというのは適宜お伝えしていかなければならないと思っています。要支援者と支援する人の両方の意識を共通したものにしていきたいと思っていますので説明は随時していきたいと思っています。

＜大町六・七丁目自治会・山崎会長＞

平時から要支援者の家を見回り訪問声掛けをやってほしいとかが自治会に求められているということですか。

＜防災安全部・柿崎部長＞

災害対策基本法においては、市が名簿を揃えて同意する方の名簿を自治・町内会に提供するということまでを基本としています。実効性を高めるに当たってどういった活動ができるか法律で定められていませんので、各地域の皆さんと考えていこうという仕組みになっています。自治・町内会ができる範囲でお願いするということです。

＜松葉町内会・高野会長＞

情報は、町内会長だけが知っていてその他が知らないというわけにいかないと思います。役員さんとか防災部のメンバーとかに地図を渡して何かあったときをお願いねと言わないと助けに行けないですが、それが個人情報漏洩となったら問題ですが、これはどのようにお考えですか。

＜防災安全部・柿崎部長＞

一律にこれということではなくて、自治・町内会ごとの組織のあり方も踏まえて、個々にご相談するのがいいかと思います。

＜神明町自治会・三輪会長＞

この名簿はどのような内容が記載されているのですか。

<防災安全部・柿崎部長>

台帳に書いてあるのは、要支援者の住所、氏名、性別、年齢、電話番号、支援時の留意事項、緊急連絡先などです。個別計画を作っていくうえで、家族構成、緊急時の連絡先、治療中の病気、障害の内容など、一人一人の情報を作っていくこととなります。

個別計画は、市と町内会さんとのマッチングの中で一緒になって作っていきます。どこまでできるかをそれぞれ自治・町内会と話しながら進めていきたいと思っています。

<乱橋自治会・小野会長>

名簿は要りませんということはできますか。材木座自治連は津波の避難アンケートを取って、ど
の人が避難できない、しないということを把握しています。私たちはちゃんと調査をして十分だ
と思っています。

<防災安全部・柿崎部長>

法律上では、名簿を自治・町内会に渡すことになっていますが、協定を結ばないとお渡しする
ことができません。

<東水会自治会・栗山会長>

要支援者の方々を避難させてあげたとしたときに、避難所で日常的にそういう方が必要な介護な
どが私たちにできるのか、することになるのでしょうか。市としてそういう方々が避難した後に責
任もってきちんと見ていただけるように手配してくれるのかどうか、私たちには到底できません。

<防災安全部・柿崎部長>

熊本地震の際でもありましたが、要介護の方は避難所で健常者の方と一緒に避難生活を送ること
が難しい場面も出てきます。今の地域防災計画では鎌倉養護学校、老人福祉センターを福祉避難所
としていて、病状が重い場合は救急要請をして病院に搬送するなど、その辺は市が責任を持って、
消防等と連携しながらやっていくこととなります。自治・町内会に責任を持っていただくというこ
とではありません。

<仲島町自治会・鈴木会長>

名簿のメンテナンスはどのくらいの頻度でされますか。

<防災安全部・柿崎部長>

年に1回程度リニューアルをして、それを自治・町内会さんにフィードバックしていきたいと思
います。

<芝原自治会・渡辺会長>

名簿を受け取った以上、最終的には個別計画を作らなければいけませんか。

<防災安全部・柿崎部長>

そこは強制的なものではございません。個別計画は義務ではありませんので、自治・町内会の体

力に合わせたやり方をとっていくことが必要だと思います。こういう理由なので名簿は必要ないよと状況をお話しただければ無理にお渡しするようなことはしないようにいたします。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉南－H28－2
テ ー マ	滑川の洪水危険について
内 容 詳 細	滑川の上河原橋付近の堆石した土砂の浚渫を提案したが、堆石土砂を川の中央に均すだけで終わった。市は、滑川の洪水危険についてどのように考えているのか
担 当 部 課	都市整備部 下水道河川課

議題に対する回答等	
<p>滑川は神奈川県管理の河川であり、本市を流れる河川の中でも根幹となる河川のひとつであり、そこには、市で管理する小規模な河川が多数流れ込んでいます。</p> <p>市としては、滑川の状況にも注視しながら、維持管理を行っているのが現状です。</p> <p>今後も、適切な維持管理を行う中で、必要に応じて、神奈川県に対して、浚渫等の作業をお願いしてまいります。</p>	
添付資料	

<上河原自治会・足立会長>

県の管轄の川ということで承知していますが、市として県に対してこの川があふれないようにするにはどうしたらいいのかということをもう少し市と県で話し合いをしていただきたいです。材木座1・2・3丁目は水面から3メートルしか高さがないです。ゲリラ豪雨になったら、間違いなくあふれると思います。

<松尾市長>

方法としては護岸をもっと高くするとかいくつか方法はあるかと思います。県と何ができるかという視点で協議を進めてまいりたいと思います。

《後日対応 都市整備部下水道河川課》

神奈川県に対して、早急に申し入れを行ってまいります。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉南－H28－3
テ ー マ	公会堂等設置に伴う鎌倉市公会堂等建築改良費補助金交付取扱要綱の見直しについて
内 容 詳 細	<p>材木座公会堂は風水害等の避難場所に指定されていますが、大正 7 年の建築で、老朽化が激しく建て替えが必要です。材木座地区の大半が、市が作成した津波ハザードマップ浸水想定区域になっていることから、公会堂の建て替えには津波避難ビルとしての機能を有する RC 構造 3 階建てにする必要があります。</p> <p>材木座自治連合会としても、建て替えのための資金の積み立てを始めていますが、現在の「鎌倉市公会堂等建築改良工事費補助金交付取扱要綱」では、補助金の上限額が 1,000 万円とされているため、資金計画が立てられず、建て替えの目途すら立ちません。</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日付けで材木座自治連合会と市長が取り交わした「名越クリーンセンター管理運営に関する確認書」の中では、市は防災面等地域的課題について協議や配慮を行うこととされています。材木座地域の防災対策の最重要課題の一つである公会堂の建て替えを早期に実現するために、早急に対処要綱の見直しを行い、交付対象事業に「防災に係る工事」を加え、補助金の上限額及び補助率の大幅な引き上げを要望します。</p>
担 当 部 課	市民活動部 地域のつながり推進課

議題に対する回答等	
<p>現在、自治・町内会が所有する会館等の建て替えに伴う建築費については、毎年、修繕要望を調査し、予算の範囲で補助金をお出ししている状況ですが、公会堂の建替えには多額の費用が必要となることから、市以外の補助制度も活用するなど、少しでも自治町内会の負担を少なくするように努めています。</p> <p>各自治町内会館においては、立地の環境や土地・建物の有償・無償の他、もともと会館を所有していない自治町内会や、自治町内会自体の規模も大小様々であるなど、各自治町内会が抱える課題も様々であると認識しています。</p> <p>現在、市では、「防災に係る工事」の補助制度はありませんが、今後、各自治町内会の現状を把握し、市以外の補助制度の研究も含め、必要な支援を検討していきます。</p>	
添付資料	

<芝原自治会・池田氏>

材木座地区は津波避難困難地域であり、なおかつ山を背負っている地域です。御所神社で借りている材木座公会堂がありますが、津波や風水害の避難場所と指定されていますが、避難場所と言っても何も準備されていない状況です。

公会堂が築 97～98 年経っている非常に古い建物です。また新しい基準であっても震度 7 が 2 度来ると倒れてしまうという熊本地震の状況から、あの公会堂の安全性を考えると心配です。単純に新しい公会堂が欲しいのではなく、津波避難場所としても何とかなるような建物を作っていただきたいというお願いをご理解いただきたいと思います。

<松尾市長>

R C 構造の 3 階建てということですが、どれくらいの費用がかかるのかという目途が立っていますか。

<芝原自治会・池田氏>

積立をはじめたばかりで、具体的な建築設計までは来ておりません。現実問題としてそこまでの予算がありませんので、できれば市が中心となってその施設を作っていただき、一部を公会堂に使わせていただきたいくらいのイメージでいます。

<芝原自治会・渡辺会長>

市からの補助金は上限が 1 千万円ですよね。宝くじの助成金を使ったって最大 1500 万円ですね。津波非難ビルとして活用しますから、鉄筋にすると今の補助金ではとてもできません。別メニューで考えていかないととても建て直せないのではないかとということです。市が市民の命を守る立場から別メニューを考えていただきたいと思います。

<松尾市長>

津波避難の機能を持ったものを作るのに、どうしたら市は支援できるのか検討してまいりたいと思います。

《後日対応 市民活動部地域のつながり推進課》

市として、公会堂の建設は行っておりません。今後、津波避難場所としての機能に限らず、多様化するニーズに対応した複合施設としての公会堂の整備や賃貸されている公会堂への補助など必要な支援について検討していきます。

<乱橋自治会・小野会長>

県は津波に対する対策で由比ガ浜と材木座に津波情報板というのを 1 億円かけて作りました。津波に対する対策費用というのは必ず市や自治会が全部出すということではなく、いろいろメニューがあるかもしれないですし、工夫をしていただきたいと思います。

<大町六・七丁目自治会・山崎会長>

名越クリーンセンター管理運営にする確認書というのが結ばれたと書かれていますが、私たちは

中身を知りません。確認書をどこかで見る方法はありますか。どういう取り決めをされているのか知りたいです。ホームページを開けば出てくるとか、そのコピーを私たち連合会に一部くれるとか、そういう形で情報をいただきたいのですがいかがでしょうか。

<松尾市長>

非公開というようなことではないですので、どんな形で周知させていただくか調整して、お伝えしたいと思います。

《後日対応 環境部環境施設課》

平成 28 年 9 月 28 日付けで情報公開請求があり、28 鎌倉市指令環施第 11 号にて 10 月 7 日に対応を終了しました。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉南－H28－4
テ ー マ	逆川の草取りについて
内 容 詳 細	<p>逆川は、市内でも数少ない蛍の生息地です。同河川的环境整備及び草取りは年1回の頻度で行われていますが、草の育成が早く、増水時の流れの阻害や環境美化の問題が生じています。関係者と協議して頻度を増やすことを検討してほしい。</p> <p>また、源流である山裾から本流に合流するまでの10mほどが対象から外れている。草取りの実施範囲の見直しもしてほしい。</p>
担 当 部 課	都市整備部 作業センター

議題に対する回答等	
<p>作業センターへの要望の中で道路・河川の草取りの要望は非常に多く、そのすべてを作業センター職員で処理することは不可能なため、民間業者に業務委託をしており、予算の面などから原則年1回、民家に面した箇所を対象に実施をしています。</p> <p>その中で、逆川については、大町六丁目の上流から滑川との合流地点までの延長約1.7キロメートル、源流部を除くほぼ全域を対象としています。</p> <p>逆川全体の草取りの委託業務回数を増やすことは予算的に困難ですが、個々の場所における皆様の要望に対し、現地を確認させていただき、作業センター職員で対応できる状態であれば処理は可能です。</p> <p>また、区間の拡大については他の河川との調整により若干であれば可能と考えます。</p>	
添付資料	

<名越自治会・鈴木会長>

住民で勝手に刈っても良いですか。一部では勝手に刈ってはいけないと聞きましたが。

<都市整備部・伊藤部長>

一度市と話をして、市の土地だからいいですよとなれば、その後ご自身でやっていただくのは安全さえ注意していただければいいと思います。川と道路が沿っているように見えても、そこが市の土地かということを確認しないとイケませんので、道水路管理課にお話しただけれと思います。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	鎌倉南－H28－5
テ ー マ	名越やすらぎセンターへ上る道の整備について
内 容 詳 細	県道 311 号鎌倉 - 葉山線のバス通りの長勝寺先から名越やすらぎセンターへ上る道がかなり傷み、通行に危険を感じている。高齢者も多く通るので大きな事故が起きる前に早急な道路の補修をお願いしたい。
担 当 部 課	健康福祉部 高齢者いきいき課

議題に対する回答等	
<p>この道は私道ではありますが、名越やすらぎセンターに通ずる道でありますので、利用者の歩行や、市役所と名越やすらぎセンターを結ぶマイクロバスの通行の安全を確保するために、道路整備について検討してまいります。</p>	
添付資料	

<松葉町内会・高野会長>

時期的にはいつくらいになりますか。

<松尾市長>

予算確保の関係から来年度実施させていただきたいと考えています。

《後日対応 健康福祉部高齢者いきいき課》

ご指摘の道は私道ではありますが、名越やすらぎセンター利用者の歩行や、市役所と名越やすらぎセンターを結ぶマイクロバスの通行の安全を確保するために、平成 29 年度末までに道路補修を実施する方向で調整を進めてまいります。

【その他のテーマについて】

＜芝原自治会・池田氏＞

交通政策について1つお願いがあります。公共交通のあるいはバスの積極的活用を図るべきであるという認識の元で、昨年7月に上河原自治会と芝原自治会で京急バスの鎌倉営業所に対して海岸橋循環バスの増便要望書を出しました。この近辺の住民も高齢化が進んでおり、マイカーをやめてバスを利用したいとしても鎌倉駅方向に行く手段がないのが現状です。

そういうことから京急に対して要望書を出しましたが、京急側から増便には経営上から無理であると言われました。ところがフクちゃんバスは渋滞の中、土日だけ若宮大路を走らせています。もう少し違うルートを走らせて私たちがもっと活用できるようにしたほうがいいと思います。

市が鎌倉地域の地区交通計画に関する提言というもので自動車利用の抑制と公共交通の活用を掲げています。本来は新路線を作るというのは国交省の管轄で市の管轄ではないと思いますが、増便とか新路線の要望が出たときに、バックアップしていただいて、地域の住民がもっと交通の便をよくバスが利用できるようにしてマイカーを増やさないように支援していただきたいというお願いです。

＜松尾市長＞

大変重要なことであると認識しています。市のほうから京急さんに合わせて要望をお伝えしてまいります。

《後日対応 まちづくり景観部交通計画課》

湘南京急バス株式会社に海岸橋循環バスの増便について改めて確認したところ、現在は利用者が少なく、採算面などから増便は出来ないとのことでした。市からは、利用者数など今後の状況を見ながら増便を検討してもらうよう伝えていきます。

＜上河原自治会・足立会長＞

上河原から九品寺を回って水道路を通過して駅に行くバスは、1時間に2本くらい走っています。増便はなかなか難しいということですので、2本のうち1本を海岸橋経由で上河原を通過して駅に行くようにしてもらえないかと思います。是非市からも京急さんに働きかけていただけたらと思います。

＜大町八雲自治会・矢澤会長＞

戸別収集はやるのかやらないのか、見通しを市長の意見で結構なので教えてください。

＜松尾市長＞

昨年、予算を提案しましたが、議会で否決され、実施することが不可能となった状況です。否決された理由が、予算がかかりすぎるということですので、市では予算のかからない方法で戸別収集ができないか研究しています。その費用を抑えることが出来ればご理解いただけるのではないかと考えています。モデル地区では、ごみが減るだけでなく、景観面やステーションが観光客などにあらされるなどの解消を含めて、いい評価をいただいています。

高齢者の方々が細かい分別に対応するのが難しくなっているとか、雨の日に出しに行くのとかがありまして、直接お宅に訪問してごみを収集させていただく「ふれあい収集」の枠を柔軟に広げていくことを検討しています。これは戸別収集と別になりますが、高齢者の方々をサポートできる形で「ふれあい収集」を広げていきたいと考えています。

<芝原自治会・池田氏>

そんなにいい制度なら進めて欲しいです。会議で賛成を得るまで待たないで市から市民にこんなにいい面があるので賛成してくださいと、もっとわかりやすく言ったら良いと思います。

付 録

当日配布資料

- 1 鎌倉市市政e-モニター登録のご案内
- 2 鎌倉市ふるさと寄附金
- 3 鎌倉市ホンの気持ち寄附事業
- 4 「リユース食器」を使ってみませんか??
- 5 ポケモンレーナーのみんなへおねがい♪